

# 社会福祉法人あゆみの会 行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、一人ひとりが仕事と家庭・子育てを両立できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均80%以上とする (女、次)

<実施期間・取組内容>

- ・令和 6 年 2 月~ 業者選定を前提としたシステム内容と相見積もり等の比較検討。  
勤怠 ICT 化で、有休申請や有休消化率を各自確認しやすくし、取得日数の向上を目指す。
- ・令和 6 年 3 月~ 業者選定、導入準備、システムセットアップ。
- ・令和 6 年 4 月~ 全園 勤怠システム一部稼働。試験・調整期間。
- ・令和 6 年 6 月~ 全園 勤怠システム本格導入。運用方法調整期間。
- ・令和 6 年 9 月~ 勤怠システム導入による全職員の勤務時間管理の徹底。
- ・令和 7 年 4 月~ 勤怠システム導入後の全職員の勤務時間管理の徹底、管理方法確認及び有給休暇取得率調査 (毎年)
- ・令和 11 年 4 月~ 目標達成できているか確認。未達成の場合は、対応策を検討。

目標 2 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

男性社員の育児休業取得率を50%以上とする (次)

<実施時期・取組内容>

- ・令和 6 年 4 月~ 現行の出産・育児に関する社内ハンドブックを改定し、全職員に周知する。
- ・令和 6 年 7 月~ 全管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。(毎年1回実施)
- ・令和 6 年 4 月~ 配偶者が出産した男性社員を対象として、人事部及び上司から育児休業取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分についての見直しを実施する。